

福山港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、福山港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、平成29年10月2日から施行することとしたので同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、神福支掲示1号（平成23年9月1日）は廃止する。

平成29年10月2日

福山税関支署長 西村順子

第1 旅客、船員及びその他の交通者

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
JFEスチール株式会社西日本製鉄所福山地区構内各岸壁維けい船舶	JFEスチール株式会社西日本製鉄所福山地区が本船と交通すべき場所として設置した正門警備センター前通路
福山港入港中の沖がかり船舶	JFEスチール株式会社西日本製鉄所福山地区構内の交通桟橋
沖浦西、沖浦東、一文字、箕島2号、箕島3号、箕沖ー10m第1及び第2バース各岸壁の維けい船舶	各施設の管理者が本船と交通すべき場所として設置した出入口

第2 貨物の積卸を行う場合の経由場所

1. 指定保税地域
2. 指定保税地域以外の保税地域にあっては、当該保税地域前面の岸壁（当該保税地域に出入れされる貨物に限ることとし、保税地域とパイプラインによって接続された岸壁を含む。）
3. JFEスチール株式会社西日本製鉄所福山地区構内の交通桟橋。ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る
4. 沖浦西、沖浦東及び一文字各岸壁